

# 佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する概要

## 改正の概要

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律」(平成23年法律第105号)により、公営住宅法(昭和26年法律第193号)が一部改正されたことに伴い、これまで裁量階層の範囲と本来階層の入居収入基準額は、政令で定められていましたが、その定めが条例に委任されましたので、佐倉市営住宅管理条例の一部改正(以下「住宅管理条例」という。)を行うものです。

なお、住宅管理条例は、市内同一地域に千葉県営住宅と佐倉市営住宅があることから、これらを一体として機能させるために、参酌基準と同一の基準を採用している千葉県の条例を基本として定めるものです。

## ◎入居収入基準について

公営住宅法の改正に伴い、入居者資格のうち、入居収入基準については、事業主体が条例で定めることになりました。

住宅管理条例の一部改正(案)では、裁量階層世帯(60歳以上の世帯や身体障害世帯等、特に居住の安定を図る必要があるものの範囲)と本来階層世帯の入居収入基準額を条例で定めるものです。

### ・改正における考え方

改正にあたり、「参酌すべき基準」とされている基準については、千葉県及び各市町村と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が佐倉市には認められないことから、現行の政令を基本とします。

ただし、裁量階層の子育て世帯の範囲については、現行では小学校未就学児とされていますが、これを今回の条例改正で中学生までに範囲を拡大します。

### 1 裁量階層の範囲

次のとおりとします。

60歳以上の世帯、身体障害者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、海外から引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、子育て世帯(中学生迄)、被災者世帯

### 2 入居収入基準

次のとおりとします。

裁量階層、本来階層ともに政令に定める金額とします。

- ・裁量階層 : 月額 214,000円 (現行と同額)
- ・本来階層 : 月額 158,000円 (現行と同額)

### <施行日>

平成25年4月1日(予定)